

別表1

阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会介護給付費支給意見聴取基準

阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会は、阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会運営要綱第9条第4項の規定により、阪南市泉南市岬町（以下「関係市町」という。）の支給基準と乖離する支給決定案の妥当性について関係市町から意見を求める基準は次のとおりとする。

訪問系サービス意見聴取基準

	区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	単位/時間	備考
单一利用者	家事援助	20時間	29時間	43時間	56時間	90時間	129時間	197	支給時間数は家事援助、身体介護、参考単位数①にて算定。通院等介助は参考単位②にて算定。サービス併用の場合は家事援助と身体介護の場合はサービスに係る合計単位が参考単位①を超える場合に意見聴取とする。通院等介助を併せて利用する場合はサービスに係る合計単位が参考単位②を超える場合に意見聴取とする。行動援護は、参考単位数を超える場合に意見聴取とする。
	通院等介助（身体介護なし）	36時間	46時間	59時間	72時間	106時間	146時間	197	
	身体介護	9時間	14時間	20時間	27時間	43時間	63時間	404	
	通院等介助（身体介護あり）		22時間	29時間	35時間	51時間	71時間	404	
	参考単位数①：身体・家事の利用者	4,010単位	5,890単位	8,480単位	11,070単位	17,730単位	25,500単位		
	参考単位数②：通院等介助（身体介護ありなし）通院等乗降介助の利用者	7,270単位	9,190単位	11,755単位	14,320単位	20,980単位	28,800単位		
	行動援護			37時間	50時間	67時間	87時間	437	R3年4月基準現行数値
	参考単位数			16,169単位	21,850単位	29,279単位	38,019単位		
	重度訪問介護				155時間	195時間	333時間	186	R6年4月 国庫負担基準と同額
	参考単位数				28,940単位	36,270単位	62,050単位		
	同行援護	70時間	70時間	70時間	70時間	70時間	70時間	302	H29年4月基準現行数値
	参考単位数	21,140単位	21,140単位	21,140単位	21,140単位	21,140単位	21,140単位		
	重度障害者等包括支援						472時間	204	R6年4月 国庫負担基準と同額
	参考単位数						96,480単位		

※ 重度障害者等包括支援対象者であって重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の利用者74,310単位

	区分 (計算時対応要介護度)	区分1 (要支援2)	区分2 (要介護1)	区分3 (要介護2)	区分4 (要介護3)	区分5 (要介護4)	区分6 (要介護5)	単位/時間	備考
介護保険併用者	家事援助	10時間	14時間	21時間	37時間	37時間	37時間	197	単一利用者の備考に準ずる。 ただし単位数は、区分1～3は、単一利用者区分1～3の2分の1。 区分4～6は、単一利用者区分4～6の3分の2とする。 通院等介助の有無による国庫単位の差額を加算する。
	通院等介助（身体介護なし）	18時間	23時間	29時間	48時間	48時間	48時間	197	
	身体介護	4時間	7時間	10時間	18時間	29時間	42時間	404	
	通院等介助（身体介護伴う）		11時間	14時間	23時間	34時間	47時間	404	
	参考単位数①：身体のみ利用者	2,005単位	2,945単位	4,240単位	7,380単位	11,820単位	17,000単位		
	参考単位数②：身体・通院等介助の利用者	3,635単位	4,595単位	5,878単位	9,547単位	13,987単位	19,200単位		
	行動援護			37時間	50時間	67時間	87時間	437	R3年4月基準現行数値
	参考単位数			16,169単位	21,850単位	29,279単位	38,019単位		
	重度訪問介護				78時間	82時間	123時間	186	R6年4月 国庫負担基準と同額
	参考単位数				14,620単位	15,290単位	22,910単位		
	同行援護	70時間	70時間	70時間	70時間	70時間	70時間	302	H29年4月基準現行数値
	参考単位数	21,140単位	21,140単位	21,140単位	21,140単位	21,140単位	21,140単位		
	重度障害者等包括支援						331時間	204	R6年4月 国庫負担基準と同額
	参考単位数						67,680単位		

※ 重度障害者等包括支援対象者であって重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の利用者 45,510単位